

**②福島県における
原子力災害からの復旧・復興
(農業)**

原子力発電所事故による避難指示区域・拠点区域の解除について

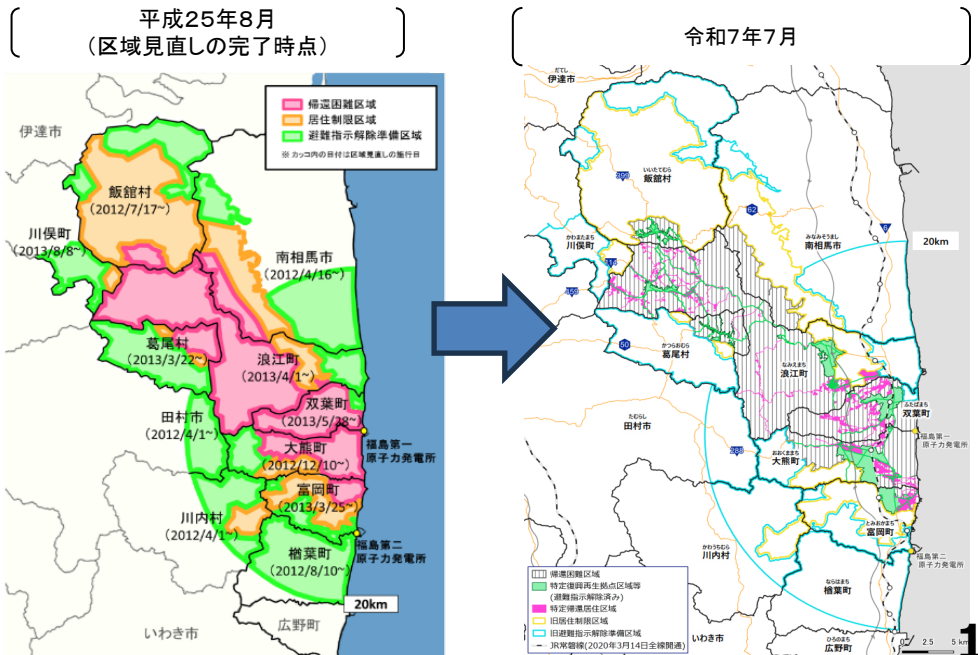


- 帰還困難区域以外は、令和2年3月までに全て避難指示解除。
- 帰還困難区域も、平成29年の福島復興特措法改正により措置された特定復興再生拠点区域が令和5年11月に全て解除。さらに、令和5年の福島復興特措法改正により住民の帰還を目指した特定帰還居住区域が設定された。

令和2年3月4日：双葉町（特定復興再生拠点区域の一部解除、避難指示解除準備区域を解除）
令和2年3月5日：大熊町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
令和2年3月10日：富岡町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
令和4年6月12日：葛尾村（特定復興再生拠点区域を解除）
令和4年6月30日：大熊町（特定復興再生拠点区域を解除）
令和4年8月30日：双葉町（特定復興再生拠点区域を解除）
令和5年3月31日：浪江町（特定復興再生拠点区域を解除）
令和5年4月1日：富岡町（特定復興再生拠点区域を解除）
令和5年5月1日：飯館村（特定復興再生拠点区域及び特定復興再生拠点区域外を解除）
令和5年11月30日：富岡町（特定復興再生拠点区域を解除）

令和5年9月29日：大熊町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
令和5年9月29日：双葉町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
令和6年1月16日：浪江町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
令和6年2月2日：大熊町（特定帰還居住区域復興再生計画（変更）の認定）
令和6年2月16日：富岡町（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
令和6年4月23日：双葉町（特定帰還居住区域復興再生計画（変更）の認定）
令和7年3月18日：浪江町（特定帰還居住区域復興再生計画（変更）の認定）
令和7年3月18日：南相馬市（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）
令和7年7月29日：葛尾村（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

区域名	概要
帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超えており、5年が経過しても年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある地域
特定復興再生拠点区域	帰還困難区域内に避難指示を解除し居住を可能とする区域として市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備に関する計画を作成、同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（令和5年11月時点で全て避難指示解除）
特定帰還居住区域	特定復興再生拠点区域外の住民の帰還を要望に応えるため、避難指示の解除により住民の帰還とその後の生活再建を目指す区域として、市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成、同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町等で認定済み）
居住制限区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20msv超、50msv以下の地域（平成31年4月に全て解除）
避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20msv以下となることが確認された地域（令和2年3月に全て解除）



原子力被災12市町村における営農再開に向けた取組

MAFF

- 環境省による除染の完了後、【福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業】、【福島再生加速化交付金】、市町村への農地相談員の設置等により、①農作物の安全性確保、②再開に必要なほ場の準備、機械等の導入、施設の整備、③再開に向けた担い手への農地集積、など再開に必要な一連の取組を切れ目なく支援。

避難指示解除

営農再開

除染

避難指示解除前

～再開前年

営農再開前

営農再開後



環境省による除染

農作物の安全性確保

農作物の安全性確認のための試験栽培



水稻の試験栽培

出荷・作付制限解除

再開に必要なほ場の準備
機械等の導入・施設整備

除染後の農地の荒廃防止のための復興組合等による
保全管理（農地・畦畔の除草）



農地の除草作業

- 地力回復のための堆肥の施用
- 壊れた畦畔の修復、礫の除去、田面の均平化
- 鳥獣被害防止のための電気柵設置

- 農業機械等の導入、出荷施設等の整備

放射性物質が付着した農機具の清掃



糞溜り機の清掃

- 放射性物質の吸収抑制のためのカリ散布
- 県・協議会による農産物の放射性物質検査



カリの散布



米の全量全袋検査



堆肥の施用



田面の均平化



電気柵設置



機械等の導入



施設の整備



地域で組織化された担い手による再開

地権者の再開意向の調査



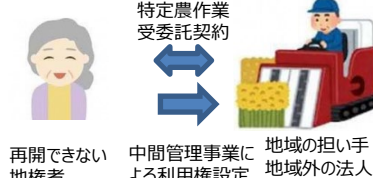
営農再開ビジョン策定委員会

再開できない地権者と担い手とのマッチング



集積対象農地の担い手等への提示

担い手、地域外から参入した法人への農地の集積



管理耕作による再開

利用権設定農地での再開



地域外から参入した法人による園芸作物の大規模な生産

注：農地の大区画化などの基盤整備を除く。

（参考）
【福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業】

R8予算額 37億円

※R8年度より福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業、福島県高付加価値産地展開事業を統合。H24～R7の3事業の予算総額は645億円

再開に向けた担い手への集積

(参考) 農地の除染

- 放射性物質汚染対処特措法に基づき除染特別地域に指定された地域の農地除染は、反転耕・深耕、表土の削り取りなどを環境省が実施、平成29年3月までに完了。
- 平成29年に福島復興特措法改正により措置された特定復興再生拠点区域内の除染は令和6年3月末時点で概ね完了、現在、令和5年の同法改正により措置された特定帰還居住区域の除染が実施中。

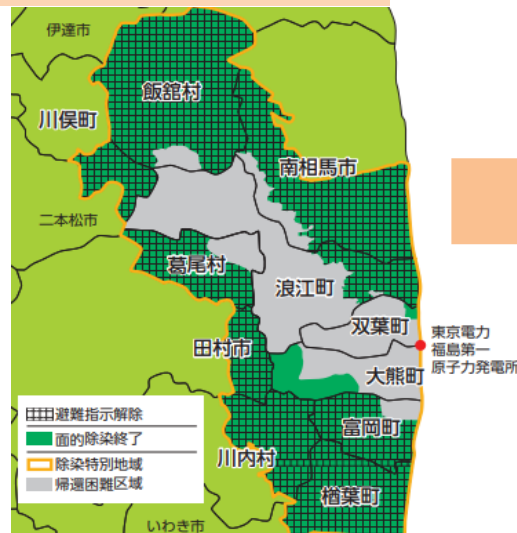
環境省による農地の除染

農地

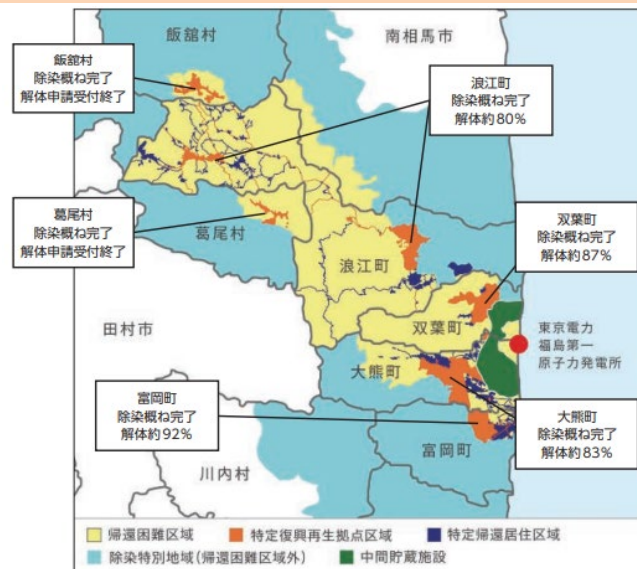


- 田んぼや畑では、表面の土を30cm程度の深さで下側の土と入れ替える反転耕や、これ以上深く耕す深耕などを行う。
- 耕起されていない農用地で、放射性セシウム濃度が5,000ベクレル/kgを越えている場合、表土の削り取りを行うこともある。

除染特別地域の除染 (平成29年3月完了)



特定復興再生拠点区域(令和6年3月完了)、 特定帰還居住区域の除染の状況



浪江町の特定復興再生拠点区域での表土の剥ぎ取り
出典: 環境省除染情報サイト

ため池等の放射性物質による影響調査と対策の取組

MAFF

- ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。
- 調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

放射性物質モニタリング調査

ため池に堆積した底質等について、放射性物質の濃度分布や堆積状況等の長期的なモニタリング調査（95箇所）を実施し、経年変化や動態等の分析等を実施。

- ・ 長期的なモニタリング調査による経年変化や動態等の分析。
- ・ 調査結果のとりまとめ、有識者等の専門家による検討会及び新たな知見や技術の普及。



ため池の水質・底質の放射性物質調査

ため池の放射性物質対策

令和8年3月末時点で対策対象ため池978箇所のうち、886箇所において対策完了。

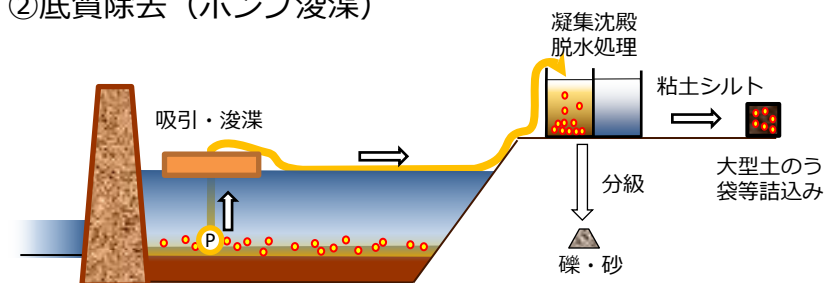
【対策工法の例】

①底質除去（バックホウ掘削）



落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込み。

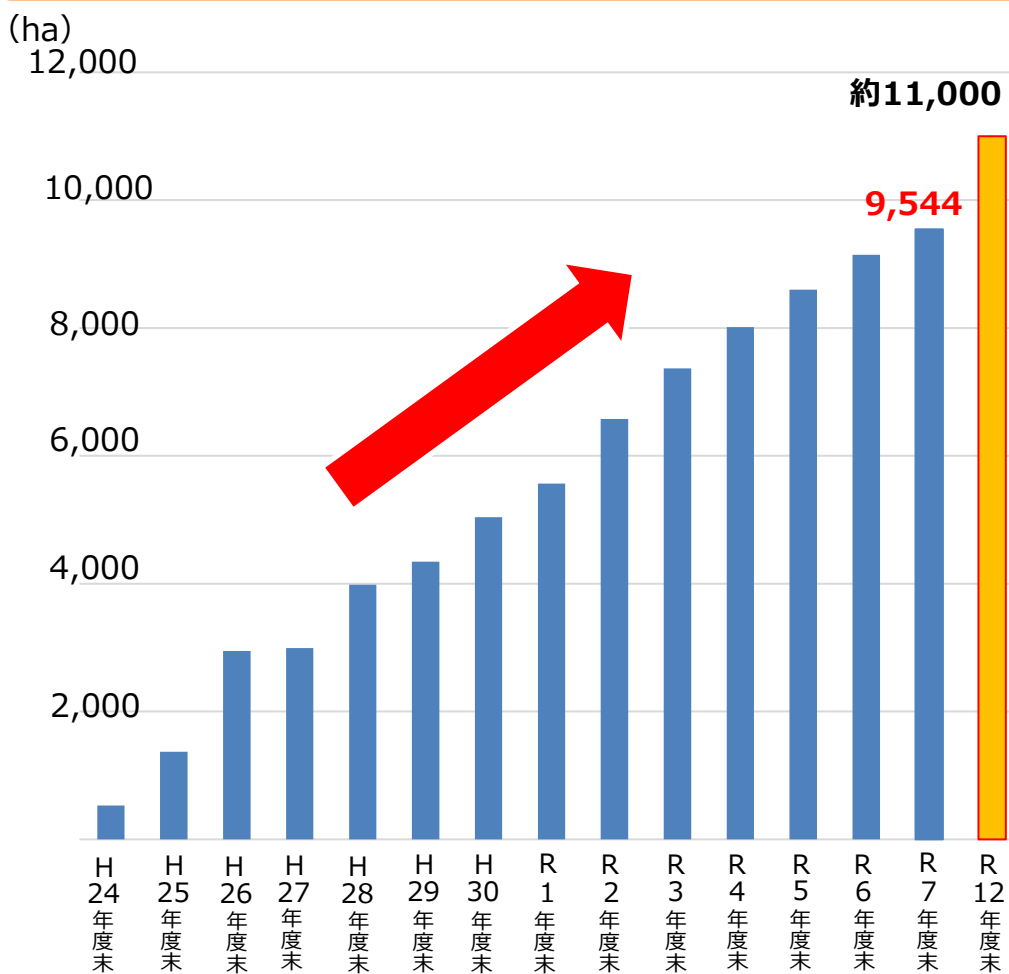
②底質除去（ポンプ浚渫）



貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

原子力被災12市町村の営農再開の状況

- 営農再開に向けた様々な対応により、原子力被災12市町村における令和12年度末の営農再開目標 約11,000haに対し、令和7年度末現在、9,544haまで着実に進捗。
- 第3期復興・創生期間において約11,000haの営農再開目標の実現に向けた取組を引き続き支援。
- 市町村ごとの営農再開は、避難指示解除の時期や帰還状況（居住率）により、営農再開割合に差が出ており、特に帰還困難区域がある町村の営農再開に遅れ。



市町村名	避難指示解除時期	居住率 (居住者数) (令和7年3月)	営農再開の状況			
			営農休止面積 (ha)	再開面積 (令和8年3月) (ha)	再開割合 (%)	【参考】 休止面積のうち 帰還困難区域内の 農地面積 (ha)
広野町	—	90% (4,076人)	269	240	89.2	0
田村市 (都路地区)	H26.4. 1	87% (189人)	893	629	70.5	0
川内村	H26.10. 1	84% (1,853人)	605	356	58.9	0
楢葉町	H27. 9. 5	70% (4,480人)	585	462	79.0	0
葛尾村	H28. 6.12	38% (460人)	398	187	46.9	23
南相馬市全域	—	95% (52,799人)	7,289	5,307	72.8	2
うち小高区	H28. 7.12	65% (4,315人)	2,581	1,234	47.8	0
川俣町 (山木屋地区)	H29. 3.31	53% (322人)	375	298	79.5	0
飯館村	H29. 3.31	34% (1,506人)	2,330	825	35.4	147
浪江町	H29. 3.31	16% (2,274人)	2,034	776	38.1	703
富岡町	H29. 4. 1	23% (2,616人)	861	324	37.6	288
大熊町	H31. 4.10	9% (900人)	936	134	14.3	817
双葉町	R 2. 3. 4	4% (184人)	723	8	1.0	688
合 計			17,298	9,544	55.2	2,668

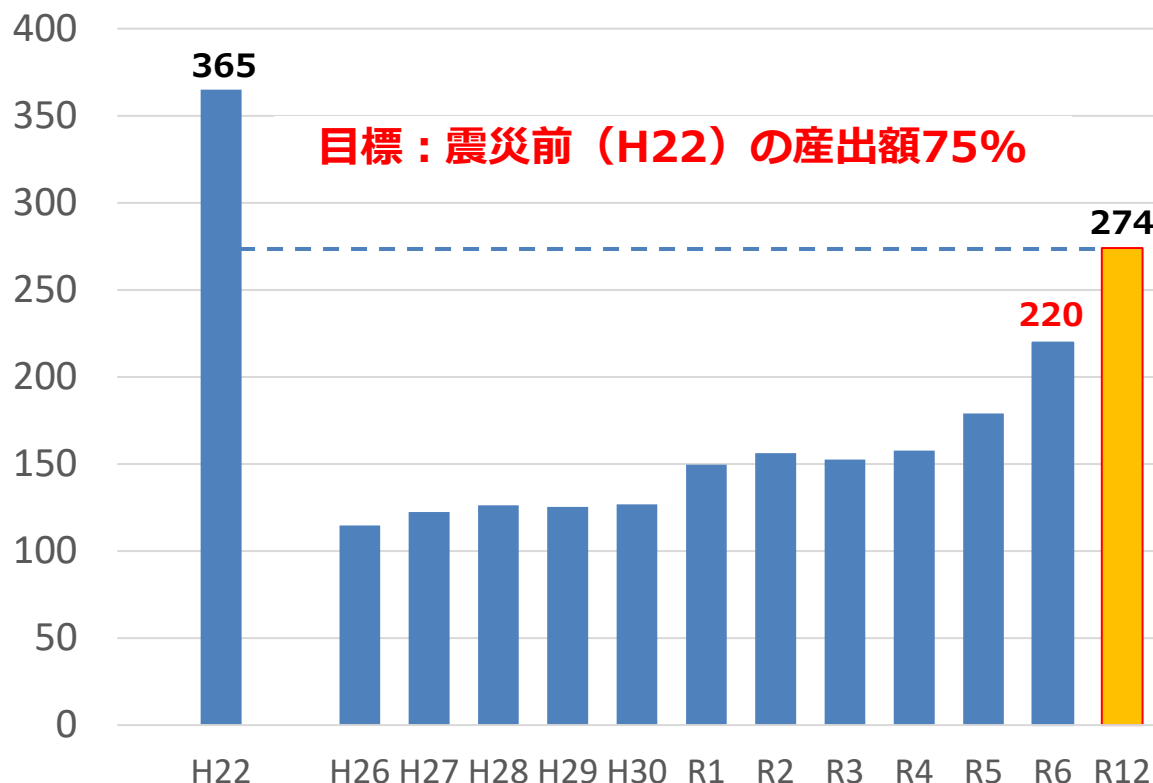
・営農休止面積は2010年世界農林業センサスより整理。
うち帰還困難区域内の農地面積は、R6年7月福島県による市町村からの聞き取り。
・再開面積は福島県調べ。小数点以下を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
・再開割合は営農再開面積(R7.3)／営農休止面積。帰還困難区域内の面積には、特定復興再生拠点区域内の農地を含む。

原子力被災12市町村の農業産出額

MAFF

- 原子力被災12市町村の農業産出額は震災前に比べて、約6割まで回復（H22年：365億円、R6年：220億円）しているが、営農再開割合に見合った産出額になっていない。
- しかしながら、野菜の産出額は、営農再開割合以上に増え、震災前と比べて全体に対する割合が増加、地域の生産構造に変化。

(億円) 原子力被災12市町村の農業産出額



被災12市町村の野菜産出額、割合

	H18年	R6年
野菜の産出額（億円）	52	60
全体の産出額に対する 野菜の産出額が占める 割合(%)	13	19
(参考) 営農再開割合から試算した生産額 （億円）	29	

(出典) 野菜の産出額は市町村別農業産出額（農林水産省）を基に作成。

(出典) 市町村別農業産出額（農林水産省）を基に作成。
H22年の農業産出額は福島県による推計値。
R12年の目標は「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」
（福島県・JAグループ福島）を基に作成。

- 令和7年6月に「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定。
- 令和12年度末までに営農可能面積の75%に当たる約 11,000ha の営農再開目標を実現
- 市町村を越えた広域的な産地としての再構築、地域農業の次世代の担い手の育成・確保、省力的かつ稼げる農業生産体系を構築。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（一部抜粋）

○営農再開の加速化

残された課題を的確に捉え、将来像を見据えた地域計画等に基づき、営農再開の加速化を図る。
第3期復興・創生期間において営農可能面積の75%に当たる約 11,000ha の営農再開目標の実現に向けた地元の取組を支援。

○市町村を越えた広域的な産地形成

個々の経営体による点的な再開に留まらず、市町村を越えた広域的な産地として再構築。

○農地の集積・大区画化、外部参入による地域農業の次世代の担い手の育成・確保

担い手の確保が課題となっていることから、福島復興再生特別措置法に基づく農地集積の特例措置等も活用しながら、更なる農地の集積・集約化、大区画化や施設整備等のハード事業を進め、外部からの参入も含め、地域農業の次世代の担い手の育成・確保を図る。

○省力的かつ稼げる農業生産体系の構築

ロボットトラクタ等の公道走行の実現に向けた課題の解決を含め、F-REI や福島イノベーション・コースト構想の取組も通じ ICT 等の先端技術を活用したスマート農業の推進・定着を進めるとともに、麦・大豆の導入や、野菜価格安定制度の特例の措置等による加工・業務用野菜等の高収益作物の生産拡大を進め、省力的かつ稼げる農業生産体系を構築。

○これらの取組により、農業における全国共通の課題解決に資するモデルを構築。